

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

氏名 _____

2 事業所の概要

地域包括支援センター名	塩屋あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市垂水区塩屋町4丁目25-11塩屋さくら苑1階
連絡先	TEL 078-755-2280 FAX 078-755-5676
緊急時の連絡先	TEL 078-755-5671
管理者	古本 吉洋
管理者連絡先	TEL 090-8385-6004
営業日	月曜日～金曜日（土・日曜日、年末年始は休み）
営業時間	午前9時00分～午後6時00分まで
サービス提供実施地域	朝谷町、松風台、塩屋台、塩屋町、塩屋町1～5、7～9丁目 塩屋北町、下畑町の一部、東垂水町（東）、下畑町字西砂山

3 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人神戸中央福祉会
所在地	神戸市中央区下山手通7丁目1番16号
連絡先（代表）	TEL 078-367-3780 FAX 078-367-3781
代表者	理事長 鄒 美千代
法人の行う他の業務	特別養護老人ホーム（ショートステイ含む）、居宅介護支援事業所 地域包括支援センター、デイサービスセンター

4 当事業所の従業員

職 種	人 員 数
保健師または看護師	1人以上
主任介護支援専門員	1人以上
社会福祉士	1人以上
地域支え合い推進員	1人以上
その他	1人以上

5 事業の目的・運営方針

ノーマライゼーションの考え方をもとに、「生きていく喜び、わかちあう」の理念のもと、利用者と地域の方々そして職員とが、お互いが認め合い支え合うことのできる関係をつくることを目標とします。又、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し介護予防サービス・支援計画を作成します。

私たちの誓い

私たちの業務は、ケアを通して、利用者やご家族、地域みなさんと「生きていく喜びを、わかちあう」ことです。

私たちは、次の3つを胸に刻み業務にのぞみます。

1 いつまでも「老い」を支え続けます

私たちは、加齢や障害による心身状態の変化を、「その人となり」としてとらえ、その人らしく生きていくお手伝いをさせていただきます。

2 ケアの質を専門的に高めます

私たちは、医療と福祉のそれぞれの専門性を活かした質の高いケアをさせていただきます。

3 接遇を大切にします

私たちは、共に生きていく人間同士として優しさと思いやりのある関係を築いていきます。

6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、_____

(受託居宅介護支援事業者)が行います。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス・支援計画の作成 (契約書本文第4～7条)	1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。	○
介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)	1 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。	○
サービス実施状況の把握・介護予防サービス・支援計画等の評価（契約書本文第4条）	1 利用者及びその家族と介護予防サービス・支援計画の類型に応じた頻度で連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の変更等を行います。	○
給付管理 (契約書本文第4条)	介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○

相談・説明 (契約書本文第4条)	介護予防や介護保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への 連絡 (契約書本文第4～5条・ 別紙)	介護予防サービス・支援計画の作成時(又は変更時)やサービスの利用にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
財産管理・権利擁護等への 対応 (契約書本文第4条・別紙)	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて、関連機関への連絡を行います。	—
介護予防サービス・支援計 画の変更 (契約書本文第5条)	利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、サービスの変更を行います。	○
要支援認定等にかかる申 請の援助 (契約書本文第6条)	利用者の意思を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。 利用者の要支援認定有効期間満了の30日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。	○
サービス提供記録の閲覧 ・交付 (契約書本文第7条)	利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、次項に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。) 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
担当職員(神戸市指定介 護予防支援業務従事者) の変更	担当職員(神戸市指定介護予防支援業務従事者)の変更を希望する場合は、事業所の相談窓口までご連絡下さい。	○
利用者の状況の把握	担当職員が、利用者の居宅を訪問する等、神戸市に定められた頻度で状況の把握等を行います。	

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援（介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。

(サービス提供証明書を当該区役所の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

介護予防支援費	4,791円（1ヶ月）
介護予防ケアマネジメント費 従来型	4,791円（1ヶ月）
介護予防ケアマネジメント費 簡易型	3,826円（1ヶ月）
初回加算 ※	3,252円（1ヶ月）
委託連携加算	3,252円（1ヶ月）

※ 初回加算

新規及び過去2ヶ月以上介護予防支援業務等を提供していない場合に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費に加算されます。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	利用のあった月ごとに集計し翌月15日までに請求させていただきます。 お支払いについては、その月の末日までお願いいたします。
本契約の解約料	4,791円	契約書本文第9条第1項但書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。	
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 10円	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※ 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

10 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくことになります。

11 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当社は金銭等により賠償をいたします。

事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名

介護保険・社会福祉事業者総合保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

○保険の内容

指定居宅介護支援事業者が行う、介護保険法第7条及び第27条に規定された居宅介護支援事業に起因する、第三者（利用者を含む）に対する損害賠償責任リスクを包括的に補償します。

○賠償できる事項

身体障害、財物損壊、経済的損害（業務遂行上の不注意により利用者を与えた財産的損失）

12 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい。

○ 事業者の苦情相談窓口

担当者 古本 吉洋	連絡先 FAX (受付時間 緊急連絡先	078-755-2280 078-755-5676 午前9時～午後6時) 078-755-5671
-----------	------------------------------	--

○ 事業者の苦情解決責任者

担当者 安東 武博	連絡先 FAX (受付時間	078-755-5671 078-755-5675 午前9時～午後6時)
-----------	---------------------	--

○ 事業者の苦情解決第三者委員

委員 岩下 達美	連絡先 (受付時間	078-581-7447 午前9時～午後6時)
委員 中島 桜子	連絡先 (受付時間	079-568-1407 午前9時～午後6時)

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会		連絡先 078-332-5617 受付時間 (平日) 8時45分～17時15分
(介護事業者との契約トラブルについて) 神戸市消費生活センター		連絡先 078-371-1221 受付時間 (平日) 9時00分～17時00分
神戸市福祉局監査指導部		
●介護保険サービスに関すること	連絡先	078-322-6326 受付時間 (平日) 8時45～12時、13時～17時30分
●養介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)	連絡先	078-322-6774 受付時間 (平日) 8時45～12時、13時～17時30分

13 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明
付属別紙のとおり

14 委託先の指定居宅介護支援事業者

事業所名	
担当介護支援専門員	
所在地	
連絡先	TEL : FAX :
緊急時の連絡先	TEL :
管理者	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域包括支援センター 所在地 神戸市垂水区塩屋町4丁目25-11塩屋さくら苑1階

名 称 塩屋あんしんすこやかセンター 印

説明者 事業所（所属）塩屋あんしんすこやかセンター

氏 名 印

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所

氏 名 印

平成 2 9 年	4 月	1 日	
平成 3 0 年	4 月	1 日	改定
平成 3 1 年	1 月	1 日	改定
令和 1 年	1 0 月	1 日	改定
令和 2 年	4 月	1 日	改定
令和 2 年	7 月	1 日	改定
令和 2 年	8 月	1 日	改定
令和 2 年	9 月	2 0 日	改定
令和 3 年	4 月	1 日	改定
令和 6 年	4 月	1 日	改定
令和 7 年	6 月	2 1 日	改定

(付属別紙)

要介護認定前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定等の申請後、認定結果通知を受けるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する介護予防支援サービスについて

- (1) 要介護認定までに、利用者が介護予防サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から7日以内に介護予防サービス計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
- (2) (1)の場合において、事業者は、介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置づけることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 事業者は、(2)により作成した介護予防サービス計画について、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 事業者は、要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に、利用者から解約の申し入れがあった場合には、契約書本文第2条第1項の規定にかかわらず、この契約は終了し、同9条第1項の規定にかかわらず、解約料はいただきません。
- (2) (1)の意思確認により、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約書別紙に定める内容は終了します。

3 要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合

要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、¥4,791円の利用料をいただく場合があります。

4 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された介護予防サービスに関する利用料は、原則的にサービス利用者の負担となります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額をサービス利用者の負担することとなります。